

## 1) 生産から販売に至る監視、指導及び検査体制の整備

### ③食品等の検査及び検査体制の充実

#### 7 生産出荷段階における農畜水産物の検査

##### 【農産物の残留農薬検査】

###### 現状と課題

- 農薬の適正使用を監視するとともに、県産農産物の信頼性を高めるため、県と農業団体ではそれぞれ生産出荷段階における農産物の残留農薬検査を実施しています。
- 平成 18 年 5 月から残留農薬のポジティブリスト制度が導入され、これまで残留基準が設定されていなかった農薬などについても、一定量以上含まれる農産物の流通が禁止されるなど規制が強化されており、消費者の食への安全・安心のニーズに応えるには、適正な農薬の使用はもちろん、他の作物へのドリフトなどにも注意する必要があります。
- 農業団体では、農薬などの生産履歴の記帳と併せ、自主検査による出荷前の自主的な農産物の残留農薬検査を実施し、安全性を確認します。
- 平成 21 年度と 22 年度の農薬残留事故はいずれも 1 件で、応急対応により当該農産物の出荷販売を最小限にとどめることができましたが、近年の農薬残留事故は、生産者の自己責任によるものだけではなく、過去に使用した農薬が土壌などに長期間滞留し、作物に吸収されて検出されるという事例も見られており、農薬の環境中の動態について、より詳細な調査が必要となっています。

###### 取組の方向

- ① 県では、県内青果市場や直販所における出荷段階の県産農産物の残留農薬検査を実施し、その検査結果を公表します。
- ② 農業団体では、農薬など生産履歴の記帳に併せ、自主検査による出荷前の自主的な農産物の残留農薬検査を実施し、安全性を確認します。

###### 数値目標

項 目	現状値(平成 22 年度)	目標値(平成 28 年度)
生産・出荷段階での残留農薬検査数	県 200 検体 農協 2,000 検体	県 200 検体 農協 2,000 検体 ※

※平成 24 年度は、検査機器の更新のため 1,400 検体を目標数値とします。

【担当課】 環境農業推進課

## 【BSE検査】

### 現状と課題

- BSE対策（肉骨粉飼料の給与禁止など）の有効性の確認やBSEの発生状況の把握のために、生産現場での死亡牛BSE検査が必要です。

### 取組の方向

- ① 24ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭に対して、BSE検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努めます。



BSE検査

### 数値目標

項目	現状値(平成22年度)	目標値(平成28年度)
BSE検査	24ヶ月齢以上の死亡牛全頭(247頭)	24ヶ月齢以上の死亡牛全頭

【担当課】畜産振興課

## 【貝毒の危険防止対策】

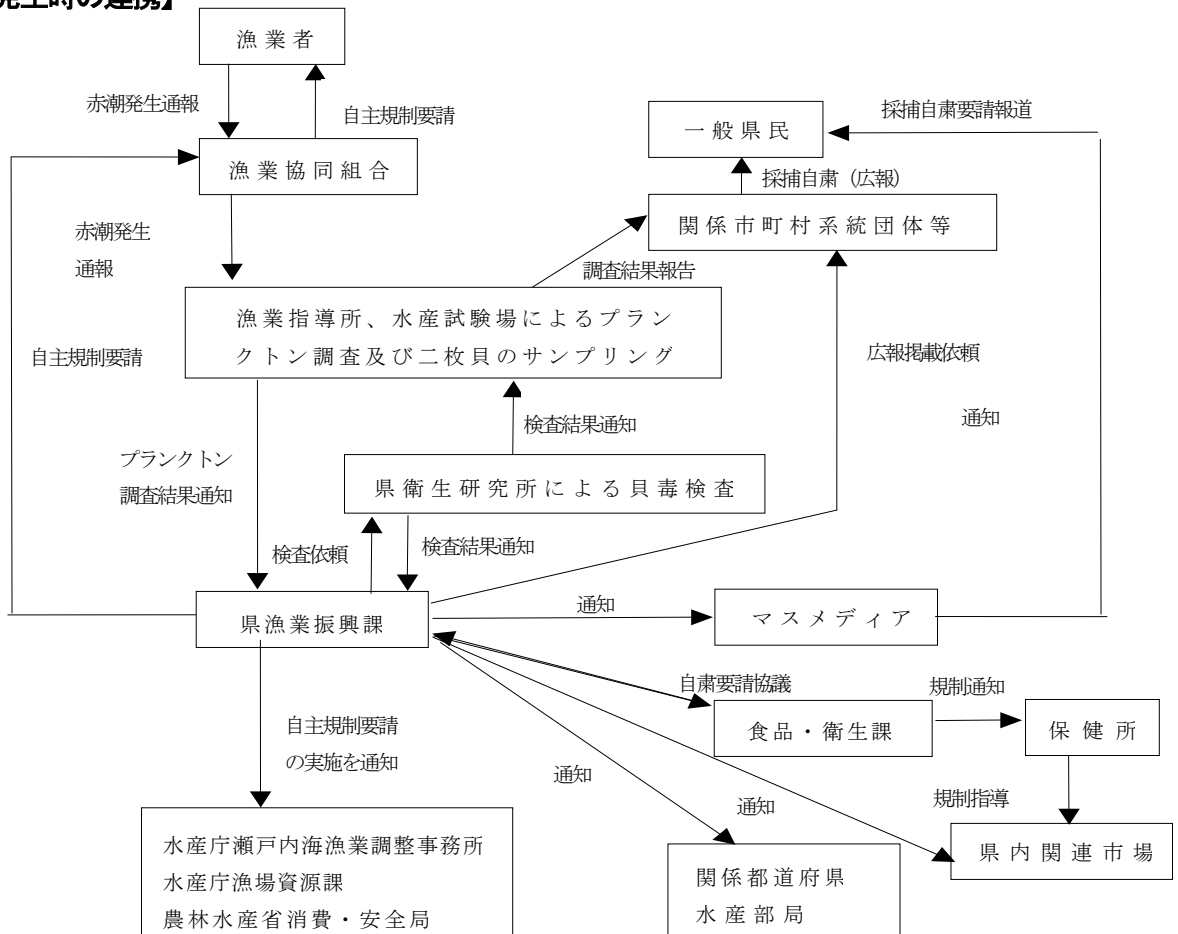
### 現状と課題

- 野見湾、浦ノ内湾、浦戸湾及び宿毛湾における貝毒プランクトンの発生状況を監視するとともに、貝毒検査を実施することにより貝類（主にアサリ）の食品としての安全性の確保に努めています。
- アサリの採捕は漁業者のみならず、一般県民も行っていることから、貝毒発生時には、関係漁業協同組合のみならず一般県民に対し採捕自粛などの情報提供を迅速に行う必要があります。

### 取組の方向

- ① 貝毒プランクトン調査及び貝毒検査について、関係機関と連携を図りながら消費者の食の安全・安心の確保に努めます。
- ② 貝毒発生時には、関係機関と連携し、関係漁業協同組合及び一般県民に採捕自粛などの情報提供を迅速に行うことで消費者の食の安全・安心の確保に努めます。

## 【貝毒発生時の連携】



【担当課】 漁業振興課、食品・衛生課

## 1) 生産から販売に至る監視、指導及び検査体制の整備

### ③食品等の検査及び検査体制の充実

#### イ 流通食品の検査

##### 現状と課題

- 食品衛生監視指導計画に基づき、流通段階の食品を収去又はモニタリング検査により、食品の残留有害物質や食品添加物、残留農薬などの検査を実施しています。  
輸入食品が年々増加する中、検疫所で検査していても残留農薬など食品衛生法違反がみられ、県内産・国内産食品のみならず、輸入食品についても検査する必要があります。  
放射性物質に汚染された食品の県内流通について県民の不安を解消していく必要があります。
- 食用としてと畜場に搬入された家畜は、食肉検査により合格したもののだけが食肉として流通し、食用となる牛全頭についてBSEスクリーニング検査を実施しています。
- アレルギー物質を含む食品による健康被害の発生を防ぐために、食品製造施設などに対する表示指導とともに、アレルギー物質検査を実施しています。
- 試験検査の精度管理を徹底し、検査の信頼性の確保に努める必要があります。

##### 【平成22年度食品検査】

残留農薬検査	104
食品添加物検査	175
遺伝子組換え・アレルギー物質検査	30
流通食品等の細菌検査	1,244
抗菌性物質等の有害物質残留調査	139
BSE検査	4,608
(再掲)輸入食品の残留農薬、食品添加物検査	37
計	6,300



細菌検査

##### 取組の方向

- ① これまでに実施した検査状況や最新の情報を考慮して、計画的に食品の検査を実施し、その検査結果を公表します。
- ② 県内に流通する食品(輸入食品含む)について、食品衛生監視指導計画に基づき、食品の残留有害物質や食品添加物、放射性物質などの検査を実施し、残留基準や食品等の規格基準に適合しない食品の流通を排除します。
- ③ アレルギー物質含有食品や遺伝子組換え食品の検査を実施し、表示内容と異なる検査結果の場合は、食品製造業者などに対して立入調査や指導を行います。
- ④ 必要に応じて、学校給食等の定期的な放射性物質の検査を行うとともに検査結果を公表し、学校給食の食材の安全確認に努めます。
- ⑤ 食肉の安全性を確保するため、と畜場等において食肉検査を実施し、疾病の排除及び食肉衛生の向上に努めます。
- ⑥ 信頼性の高い検査を迅速に行うため、衛生研究所、各保健所、食肉衛生検査所などの精度管理を徹底するとともに、検査技術の維持・向上に努めます。
- ⑦ 食品関連事業者は、自らの食品の安全確保への取組として、食品検査センターなどによる自主検査の実施に努めます。

##### 数値目標

項目	現状値(平成22年度)	目標値(平成28年度)
食品衛生監視指導計画に基づく食品の検査率	100%	100%
と畜場に搬入される牛に対して定めるBSE検査率	100%	100%

【担当課】食品・衛生課、スポーツ健康教育課、高知市保健所